

令和元年 1 1 月  
令和元年第 5 回栃木市議会臨時会  
議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第15号	専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定について)	1
議案第130号	市長の専決処分事項の承認について (令和元年度栃木市一般会計補正予算(第5号))	
議案第131号	令和元年度栃木市一般会計補正予算(第6号)	
議案第133号	令和元年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
議案第134号	令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
議案第134号	令和元年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)	
議案第135号	令和元年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 補正予算(第1号)	
議案第136号	令和元年度栃木市下水道事業会計補正予算(第1号)	
議案第137号	栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例の制定について	4
議案第138号	栃木市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について	5

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。


記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

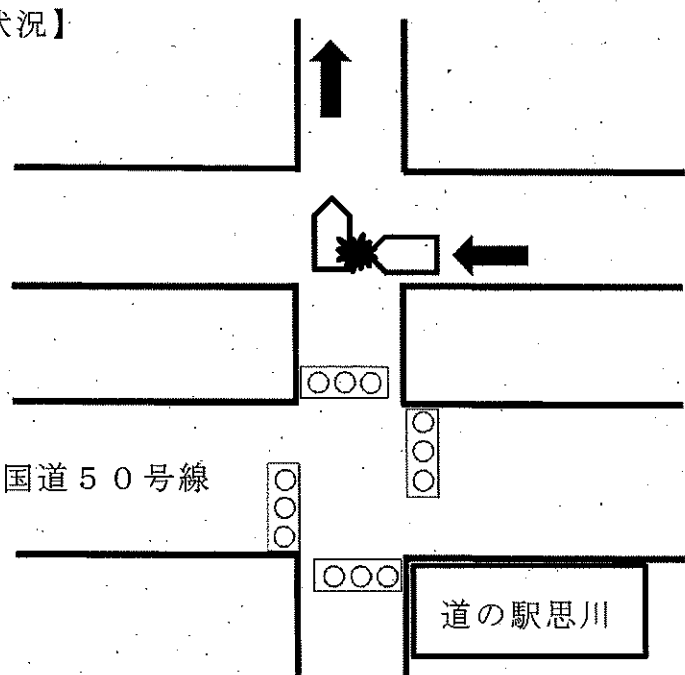
専決第 8 号

【事故発生場所】



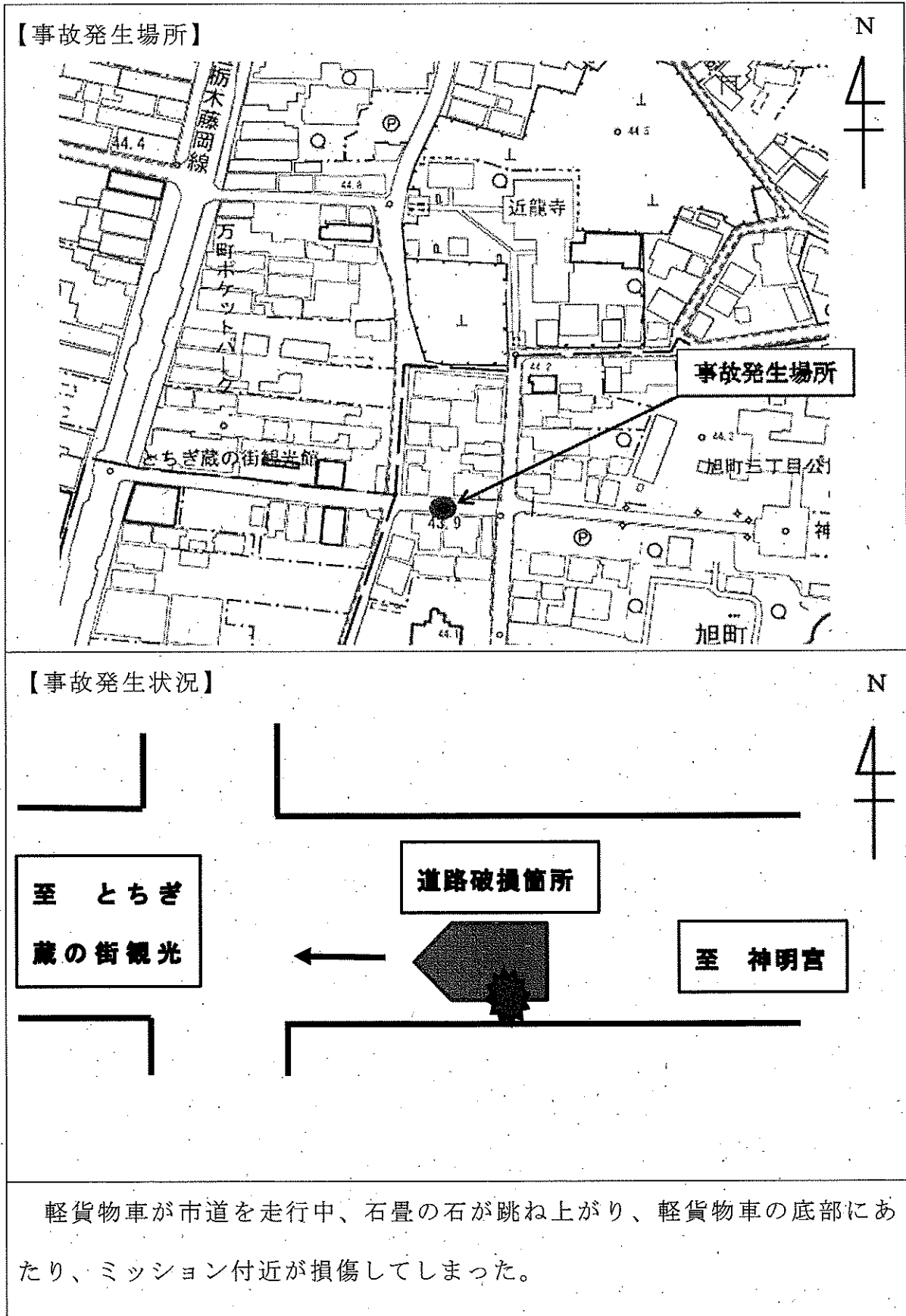
※上記の図は国土地理院ウェブサイト  
(<http://maps.gsi.go.jp/#16/36.317347/139.659662/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



公用車を運転中、小山市大字下国府塚 140-1 北方十字路にて、右側道路（一時停止）から相手方自動車が一時的停止なしに公用自動車後部ドアタイヤ付近に追突した。

専決第10号



(福祉総務課)

議案第137号

栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例の制定について

提案理由

令和元年台風第19号による災害が市民の生活に甚大な損害をもたらしたことに鑑み、災害見舞金の支給の特例を定めるため、栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

( 公 民 館 課 )

議案第 1 3 8 号

栃木市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市栃木公民館の栃木市市民交流センター内への移転を令和 2 年 7 月 1 日とすることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公民館条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市栃木公民館の栃木市市民交流センター内への移転を令和 2 年 7 月 1 日とすること。(第 2 条関係)

〔参照条文〕

議案第 1 3 7 号と同じ。

議案第138号（公民館課）

栃木市公民館条例等の一部を改正する条例

現 行

【栃木市公民館条例の一部改正】

（名称及び位置）

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市栃木公民館	栃木市日ノ出町14番36号
略	略

2 略

別表（第10条関係）

1 栃木市公民館使用料

(1) 栃木市栃木公民館

区分			午前9時から午後5時	午後5時から午後10
			まで	時まで
1階	講堂兼体育室	1時間につき	1,000円	1,500円
	講座室	1時間につき	100円	150円
	実習室	1時間につき	100円	150円
	児童室	1時間につき	200円	300円
2階	大会議室	1時間につき	300円	450円
	中会議室	1時間につき	200円	300円
	小会議室	1時間につき	100円	150円

(2)～(11) 略

2 略

【栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部改正】

栃木市公民館条例（平成22年栃木市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「栃木市日ノ出町14番36号」を「栃木市入舟町6番8号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）



改 正 案

【栃木市公民館条例の一部改正】

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市栃木公民館	栃木市入舟町6番8号
略	略

2 略

別表(第10条関係)

1 栃木市公民館使用料

(1)～(10) 略

2 略

【栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部改正】

栃木市公民館条例(平成22年栃木市条例第215号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

現

行

1 栃木市公民館使用料

(1)~(10) 略

2 略

改 正 案

1 栃木市公民館使用料

(1) 栃木市栃木公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
1階	講堂兼体育室	1時間につき	1,000円	1,500円
	講座室	1時間につき	100円	150円
	実習室	1時間につき	100円	150円
	児童室	1時間につき	200円	300円
2階	大会議室	1時間につき	300円	450円
	中会議室	1時間につき	200円	300円
	小会議室	1時間につき	100円	150円

(2)～(11) 略

2 略

